

公益財団法人 山形霊園使用規程

- 第一条 公益財団法人山形霊園（以下「本霊園」と記す）の墓地等の施設を使用するものは本霊園規程に従うものとする。
- 第二条 本霊園の施設は本霊園が管理運営する。
- 第三条の一 本霊園の施設を使用する者は本霊園が定めた永代使用料を定められた期日までに本霊園に納付しなければならない。
- 二 本霊園はいかなる場合であっても納付された永代使用料は返還しない。
- 第四条 墓地使用者は本霊園が定めた年間管理料を毎年六月二十六日までに本霊園に納付しなければならない。
- 第五条 墓地使用者に関する墓地承継者の名義替え、本籍、現住所、電話番号、連絡者情報等の変更の際は書面を本霊園にすみやかに届け出なければならない。
- 第六条 墓地使用者は焼骨を埋葬する際は市町村の発行した埋葬許可書、又は改葬許可書を提出し、本霊園の承認を得なければならない。
- 第七条 墓地使用者は本霊園が法律の規程に基づいて備えた図面、帳簿書類等を閲覧することができる。但し、正当な理由がある場合は、本霊園は閲覧等を拒絶することができる。
- 第八条 墓地使用者はその使用権を第三者に譲渡又は転貸することはできない。相続により墓地使用権を継承する者は相続を証する書面を提出し、本霊園の承認を得なければならない。
- 第九条 墓地使用者が何らかの理由で使用権を放棄するときは本霊園に使用許可書を返還し、埋葬焼骨があるときは本霊園に改葬許可書を提出し、6ヶ月以内に焼骨、墓碑等を撤去し、原状回復させなければならない。
- 第十条 墓地使用者が使用権を放棄した場合、その墓地の使用権は本霊園に帰属する。
- 第十一条の一 本霊園は、次の各号に該当する場合、墓地使用者の墓地使用権を取り消すことができる。
- 一、何の意思表示もなく三年間無届けのまま管理料の納付がない場合
 - 二、墓地使用者が第八条に違反して第三者に譲渡又は転貸した場合
 - 三、墓地使用者が死亡し二年経過しても新たな墓地使用者が定まらない場合
- 本霊園が第十一条の一で墓地使用権を取り消す時は、原則として墓地使用者に書面で通知する。使用者の生死、所在が判明できない場合で調査が困難なときは、本霊園の定める期日において前条の取り消しがなされたものとする。
- 第十二条 本霊園が前条により墓地使用権を取り消した時は、法律の規程に基づいて改葬手続をとり永代供養塔に納骨する。但し、戒名、俗名を記載することもできる。
- 第十三条 本霊園は理事会の承認を得て山形霊園規程細則を定めることができる。但し、本霊園規程に反して細則を定めることはできない。
- 第十四条 本霊園規程を改正する場合は、評議委員会で審議し理事会の承認を得なければならない。
- 第十五条 本規程は平成三十一年（二〇一九年）四月一日より実施する。

山形霊園使用許可書

一、墓地名 山形霊園

一、使用場所 山形市飯田向山

イ 区 〇 号

一、使用面積 四平方米

本籍 山形県山形市飯田五丁目一三〇九―九

住所 山形県山形市飯田 五―二五―七

氏名 山形 霊園 殿

右の墓地は山形霊園使用規程により許可いたします。

平成三二年（二〇一九年）四月一日

公益財団法人 山形霊園